■改定内容一覧

2020年4月1日改定

					2020年4月1日以足
現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1. 本特約で特に定義されていない用語は、 会員規約(ダイナースクラブカード/ TRUST CLUB カード会員規約、SuMi TRUST CLUB コーポレートカード会員規 約、コマーシャルカード会員規約をいい、それ らを総称して、以下「規約等」という)の語 句の定義と同様とします。	1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員規約(ダイナースクラブカード/TRUST CLUB カード会員規約、ダイナースクラブ コーポレートカード会員規約、コマーシャルカード会員規約をいい、それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。
5	-	5	1,2	ETCカードの利用範囲は、原則としてETCシステムの利用のみとし、「ETCシステム利用規程実施細則」等道路事業者が定めた約款等に基づき利用するものとします。なお、道路事業者所定の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払ができるものとします。	1. ETC カードの利用範囲は、原則として ETC システムによる有料高速道路での利用の みとします。この場合、「ETC システム利用 規程」「ETC システム利用規程実施細則」 等道路事業者が定めた約款に基づき利用 するものとします。なお、道路事業者の料金 所においては、ETC カードの提示により道路 事業者所定の料金支払いができるものとします。 2. 会員は、ETC カードを ETC システムにおいて、有料高速道路の決済以外のサービス支払いに利用することができる場合があります。この場合、会員は、本特約および サービスを提供する事業者が定める利用 規約等に従い、ETC カードを利用するものとします。

19LC-1622-202004